報告第13号

債権の放棄について

八幡浜市債権管理条例(平成24年条例第2号)第16条第1項の規定に基づき、市の債権について下記のとおり放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和4年6月7日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

1 放棄した債権の種類 市立八幡浜総合病院診療費等

2 放棄した債権の件数 113件

3 放棄した債権の金額 3,263,399円

4 放棄した時期 令和4年3月31日

5 放棄した債権毎の金額、発生日及び放棄の事由

	放棄の金額	債権の発生日	放棄の事由
1	20, 419	平成 24 年 8 月 19 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
2	6, 983	平成 23 年 1 月 1 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
3	18, 156	平成 23 年 6 月 15 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
4	1,010	平成 23 年 5 月 19 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
5	325, 630	平成 28 年 8 月 22 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
6	80, 954	平成 29 年 7 月 13 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
7	18, 900	平成 29 年 7 月 13 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
8	24, 139	平成 24 年 7 月 6 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
9	100	平成 19 年 2 月 2 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
10	1, 577	平成 19 年 1 月 31 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
11	24, 205	平成 18 年 5 月 15 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
12	510	平成 28 年 8 月 29 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
13	49, 738	平成 28 年 8 月 29 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
14	1,880	平成 28 年 8 月 26 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
15	1, 132	平成 28 年 8 月 24 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)

16	15, 750	平成 15 年 2 月 17 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
17	12,800	平成 15 年 2 月 4 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
18	3, 150	平成 15 年 1 月 31 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
19	4, 850	平成 22 年 10 月 10 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
20	3,010	平成 18 年 7 月 20 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
21	780	平成 18 年 7 月 2 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
22	3, 730	平成 18 年 5 月 21 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
23	6, 930	平成 18 年 2 月 21 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
24	7, 520	平成 18 年 2 月 20 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
25	78, 180	平成 17 年 9 月 12 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
26	420	平成 17 年 4 月 4 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
27	2, 410	平成 17 年 4 月 3 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
28	70, 170	平成 16 年 4 月 8 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
29	7, 138	平成 16 年 11 月 27 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
30	1, 150	平成 16 年 10 月 31 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
31	6, 560	平成 17 年 8 月 18 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
32	343, 480	平成 15 年 12 月 22 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
33	3,010	平成 18 年 4 月 11 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
34	9, 882	平成 30 年 5 月 10 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
35	160, 090	平成 24 年 6 月 19 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
36	12, 410	平成 22 年 7 月 12 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
37	2,824	平成 29 年 7 月 6 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
38	21, 110	平成 29 年 6 月 30 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
39	3, 490	平成 28 年 9 月 8 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
40	12, 283	平成 28 年 8 月 31 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
41	124, 771	平成 27 年 12 月 25 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
42	6, 545	平成 27 年 11 月 30 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
43	28, 288	平成 27 年 5 月 19 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
44	64, 833	平成 27 年 4 月 30 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
45	20, 177	平成 27 年 3 月 31 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)

46	11,015	平成 30 年 8 月 3 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
47	39, 181	平成 30 年 7 月 31 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
48	45, 834	平成 30 年 6 月 25 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
49	42, 499	平成 30 年 5 月 31 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
50	45, 740	平成 30 年 4 月 21 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
51	50, 752	平成 30 年 3 月 31 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
52	41, 379	平成 29 年 9 月 21 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
53	56, 517	平成 29 年 8 月 31 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
54	36, 854	平成 29 年 7 月 31 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
55	92, 021	平成 28 年 6 月 13 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
56	69, 311	平成 28 年 5 月 31 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
57	83, 160	平成 27 年 9 月 29 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
58	2, 768	平成 27 年 9 月 29 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
59	29, 685	平成 23 年 11 月 9 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
60	24, 657	平成 23 年 10 月 31 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
61	570	平成 19 年 11 月 21 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
62	70	平成 19 年 11 月 21 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
63	70	平成 19 年 9 月 5 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
64	70	平成 19 年 8 月 29 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
65	110	平成 19 年 8 月 29 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
66	2,630	平成 19 年 8 月 21 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
67	770	平成 19 年 8 月 20 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
68	370	平成 19 年 6 月 6 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
69	370	平成 19 年 3 月 14 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
70	370	平成 18 年 12 月 20 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
71	70	平成 18 年 11 月 17 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
72	370	平成 18 年 9 月 27 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
73	370	平成 18 年 5 月 24 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
74	370	平成 18 年 3 月 29 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
75	1, 190	平成 17 年 5 月 18 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)

76	70	平成 17 年 5 月 18 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
77	41,790	平成 16 年 10 月 7 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
78	159, 600	平成 16 年 9 月 30 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
79	36, 320	平成 16 年 8 月 31 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
80	36, 490	平成 16 年 8 月 13 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
81	38, 330	平成 16 年 7 月 31 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
82	29, 830	平成 16 年 2 月 26 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
83	54, 810	平成 15 年 12 月 15 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
84	44, 700	平成 15 年 11 月 20 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
85	22, 840	平成 15 年 1 月 22 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
86	410	平成 18 年 12 月 6 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
87	420	平成 18 年 3 月 27 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
88	13, 470	平成 18 年 3 月 24 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
89	1, 700	平成 17 年 5 月 29 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
90	5, 530	平成 17 年 5 月 27 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
91	10, 649	平成 24 年 8 月 31 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
92	150	平成 24 年 7 月 17 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
93	19, 804	平成 24 年 2 月 25 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
94	14, 173	平成 28 年 2 月 28 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
95	21, 180	平成 22 年 6 月 30 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
96	3, 890	平成 22 年 6 月 5 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
97	11, 330	平成 22 年 5 月 31 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
98	34, 430	平成 17 年 3 月 19 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
99	6, 780	平成 22 年 2 月 21 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
100	34, 820	平成 22 年 11 月 25 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
101	19, 349	平成 27 年 1 月 30 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
102	2, 480	平成 26 年 1 月 31 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
103	21, 370	平成 26 年 2 月 4 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
104	184, 618	平成 26 年 1 月 31 日	債務者:条例第16条第1項第1号(時効完成)
105	8, 835	令和 3 年 1 月 31 日	債務者:条例第16条第1項第6号(生活困窮)
-			

106	90	平成 23 年 11 月 18 日	債務者:条例第16条第1項第6号(生活困窮)
107	6, 834	平成 23 年 10 月 31 日	債務者:条例第16条第1項第6号(生活困窮)
108	3, 253	平成 28 年 10 月 31 日	債務者:条例第16条第1項第6号(生活困窮)
109	4, 930	平成 30 年 5 月 17 日	債務者:条例第16条第1項第6号(生活困窮)
110	357	平成 26 年 11 月 30 日	債務者:条例第16条第1項第6号(生活困窮)
111	19, 400	令和元年 12月 12日	債務者:条例第16条第1項第6号(生活困窮)
112	367	令和3年1月25日	債務者:条例第16条第1項第6号(生活困窮)
113	55, 783	令和3年1月25日	債務者:条例第16条第1項第6号(生活困窮)